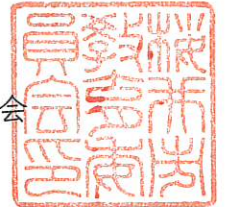


告 示

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和6年6月5日

桜井市教育委員会



1 業務名称

桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務

2 業務内容

「桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務仕様書」のとおりとする。

ただし、契約時においては、選定された受託候補者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

3 書類及び様式等入手方法

桜井市ホームページの「組織から探す→教育委員会事務局→桜井市民会館（社会教育課）→桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務について→公募型プロポーザルの実施」へアクセスし、ダウンロードすること。

4 その他

手続き等の詳細については、別紙「桜井市社会教育施設個別施設計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「桜井市社会教育施設個別施設計画策定業務仕様書」のとおりとする。

5 連絡先

桜井市役所教育委員会事務局社会課

住 所：〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

電 話：0744-42-9111（内線8211）

F A X：0744-45-0962